

豊田市事後審査型一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入札後に落札候補者の入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を満たす場合に落札を決定する一般競争入札（以下「事後審査型一般競争入札」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 事後審査型一般競争入札の対象は、電子入札により一般競争入札で実施する工事とする。ただし、当該工事の特殊な事情等により、事後審査型一般競争入札で実施することが困難な工事を除く。

(入札参加資格)

第3条 事後審査型一般競争入札に参加できるものは、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 入札の公告日から当該工事の落札決定の日までに、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けている期間がない者
- (2) 入札の公告日から当該工事の落札決定の日までに、本市から「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けている期間がない者
- (3) 入札公告に掲げられた、当該工事の資格要件をすべて満たす者

(入札公告)

第4条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び豊田市契約規則（昭和39年規則第28号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づく公告に、規則第8条に規定する事項を記載するものとする。

2 入札公告の写し及び設計図書を豊田市ホームページ又はあいち電子調達共同システム（CAL S/E C）（以下「電子調達システム」という。）に掲載するものとする。

(入札参加申請)

第5条 事後審査型一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に入札参加資格審査申請資料（以下「申請資料」という。）を添えて、入札公告に記載の期日までに提出しなければならないものとする。

2 複数の配置予定技術者を申請する者は、配置予定技術者に配置する優先順位を定めなければならないものとする。

3 申請書の提出後に、配置予定技術者を配置できなくなった場合は、配置予定技術者取下届（様式1）により、速やかに届けるものとする。この場合において、新たな技術者を配置することは認めないものとする。

(落札候補者の決定)

- 第6条 事後審査型一般競争入札においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者（最低制限価格を設けた場合には、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者）又は最高の評価値で入札した者を落札候補者とし、落札候補者の次の順位の価格又は評価値で入札した者を次順位者とし、入札参加資格の確認が終了するまで落札を保留するものとする。
- 2 前項の落札候補者となる者が2以上あるときは、くじにより落札候補者及び次順位者を決定するものとする。

(入札参加資格の確認)

- 第7条 入札参加資格の確認は、開札の執行順に行うものとする。
- 2 契約担当者は、落札候補者の入札参加資格の確認を申請資料により、開札日の翌々日までに行うものとする。
- 3 落札候補者が入札参加資格を有していないと認めた場合には、落札候補者の行った入札を無効とする。この場合においては、次順位者を新たな落札候補者とし、前条の規定により新たな落札候補者に対する次順位者を決定して、入札参加資格を有している者が確認できるまで前項の入札参加資格の確認を行うものとする。
- 4 前項の場合の入札参加資格の確認期限は、新たな落札候補者を決定した日の翌日とする。ただし、開札日の翌日から起算して3日以内に行うものとする。

(配置予定技術者の特定)

- 第8条 落札候補者となった者が、開札日を同じくする複数の工事において落札候補者となる場合は、開札順に配置予定技術者の優先順位により入札参加資格の確認を行うための技術者（以下「審査技術者」という。）を特定し、入札参加資格の確認を行うものとする。
- 2 前項の規定により入札参加資格の確認を行った結果、落札候補者となった工事に技術者を配置できなくなった場合は、入札参加資格を有していないものとする。
- 3 前2項の規定による審査技術者の特定及び入札参加資格の確認方法の例は、別表によるものとする。

(落札者の決定等)

- 第9条 落札候補者が入札参加資格を有していると認めた場合は、その者を落札者と決定し、その旨を通知するものとする。
- 2 落札候補者が入札参加資格を有していないと認めた場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格確認結果通知書（様式2）により通知するものとする。ただし、前条第2項に該当した場合は、電話等での通知に代えることができるものとする。
- 3 電子調達システムにおいて、前2項の通知が可能な場合は、これに代えることができるものとする。

(低入札調査等)

- 第10条 前条の規定に関わらず、低入札調査基準価格を設けた場合において、落札候補者が低入札調査基準価格を下回る価格で入札したときは、入札参加資格を有していると認められた者について、豊田市低入札価格調査等実施要綱の定めるところにより落札者を決定するものとする。
- 2 低入札価格調査の結果により落札候補者を契約の相手方としない場合は、次順位者を新たな落札候補者とし、第7条の規定により入札参加資格の確認を行う。この場合において、第7条第4項の規定中「開札日」とあるのは「低入札調査の結果の決定日」と読み替えるものとする。

(入札参加資格要件を満たさないと認められた者に対する理由の説明)

- 第11条 入札参加資格確認結果通知書を受領した者で入札参加資格要件を有していないと認められたことに不服がある場合は、当該入札参加資格要件を有していないと認められた理由について、書面により説明を求めることができるものとする。この場合の事務の取扱いは、豊田市入札及び契約に係る苦情処理事務取扱要領の規定によるものとする。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

別表

1 すべての落札候補案件に落札者となれる場合

事例	案件	配置予定技術者			審査 技術者	結果	備考
		順位 1	順位 2	順位 3			
事例 1	案件 1	A	B	C	A	落札	
	案件 2	A	B	C	B	落札	
	案件 3	A	B	C	C	落札	
事例 2	案件 1	A	B		A	落札	案件 3 に技術者 C が申請されているため、すべて落札決定できる。
	案件 2	A	B		B	落札	
	案件 3	A	B	C	C	落札	
事例 3	案件 1	A	B		A	落札	
	案件 2	A	C		C	落札	
	案件 3	B	C		B	落札	

2 すべての落札候補案件に落札者となれない場合

事例	案件	配置予定技術者			審査 技術者	結果	備考
		順位 1	順位 2	順位 3			
事例 4	案件 1	A	B		A	落札	2名の技術者で3件の案件に落札候補者となるため。
	案件 2	A	B		B	落札	
	案件 3	A	B		—	次候補	
事例 5	案件 1	A	B	C	A	落札	案件 3 に技術者 C の申請がないため。（事例 2 の場合であればよい。）
	案件 2	A	B	C	B	落札	
	案件 3	A	B			次候補	
事例 6	案件 1	A			A	落札	案件 2 は技術者がいないが、案件 3 は技術者がいる。
	案件 2	A				次候補	
	案件 3	B			B	落札	

3 特殊な場合（技術者が入札参加資格を満たしていない場合等）

事例	案件	配置予定技術者			審査 技術者	結果	備考
		順位 1	順位 2	順位 3			
事例 7	案件 1	A	B	C	A	落札	技術者 B が資格要件を満たしていない場合、技術者 C により決定する。
	案件 2	A	B	C	C	落札	
	案件 3	A	B	C	—	次候補	
事例 8	案件 1	A			A	落札	案件 2 の資格要件を満たしていない場合で、技術者 B の申請がない。
	案件 2	A	B		—	次候補	
	案件 3	A			—	次候補	

(様式1)

配置予定技術者取下届

年 月 日

豊田市長 様

住 所
商号又は
名 称
代表者名

印

下記の工事について、申請した配置予定技術者を配置することが出来なくなりましたので届けます。

記

入 札 公 告 日	年 月 日
工 事 名	
配 置 予 定 技 術 者	
配 置 す る こ と が 出 来 な く な っ た 理 由	

(様式2)

一般競争入札参加資格確認通知書

年 月 日

様

豊田市長

印

先に申請のありました、下記の工事に係る競争入札参加資格について、下記のとおり通知します。

記

入 札 公 告 日	年 月 日
工 事 名	
工 事 場 所	
入札参加資格の有無	
入札参加資格が 無いと認めた理由	

※入札参加資格が無いと通知された方は、豊田市に対して、その理由の説明を求められます。この説明を求める場合は、年 月 日 () までに豊田市役所総務部契約課へその旨を記載した書面を提出してください。